

総務省組織令の一部を改正する政令 新旧対照条文

目次

○ 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号） 1

○ 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）

改正案		<p>附則 （自治行政局の所掌事務の特例） 第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 自治行政局は、第七条第一項各号に掲げる事務及び前二項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>
（削除）	（削除）	
現行		<p>附則 （自治行政局の所掌事務の特例） 第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 自治行政局は、第七条第一項各号に掲げる事務及び前二項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>
<p>平成二十七年三月三十一日</p>	<p>振興山村（山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項に規定する振興山村をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p> <p>半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>	

（傍線部分は改正部分）

平成二十九年三月三十一日	(略)	平成三十一年三月三十一日	(略)	平成三十三年三月三十一日	(略)	平成三十五年三月三十一日	(略)	平成三十七年三月三十一日	<p>振興山村（山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項に規定する振興山村をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p> <p>半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>
平成二十九年三月三十一日	(略)	平成三十一年三月三十一日	(略)	平成三十三年三月三十一日	(略)	平成三十五年三月三十一日	(略)	(新設)	(新設)